

平成30年 第59回定例会
坂井地区広域連合議会会議録

平成30年2月28日 開 会
平成30年2月28日 閉 会

坂井地区広域連合議会

平成30年 第59回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成30年2月28日）

○ 議事日程	2
○ 出席議員	3
○ 欠席議員	3
○ 地方自治法第121条により出席した者	3
○ 事務局職員出席者	3
○ 開会の宣告	4
○ 広域連合長招集挨拶	4
○ 開議の宣告	4
○ 諸般の報告	5
○ 行政報告	5
○ 会議録署名議員の指名	6
○ 会期の決定	6
○ 議案第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明	7
○ 一般質問（15番 畑野麻美子議員）	10
○ 議案第1号から議案第10号の質疑、討論、採決	15
○ 発議第1号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決	22
○ 閉議の宣告	25
○ 広域連合長閉会挨拶	25
○ 閉会の宣告	26
○ 署名議員	27

1 第59回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成30年2月28日
午後3時30分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 3号 平成30年度坂井地区広域連合一般会計予算
- 日程第 8 議案第 4号 平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 5号 平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算
- 日程第10 議案第 6号 坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 坂井地区広域連合霊柩車使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 福井県市町総合事務組合理約の変更および財産処分について
- 日程第14 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第15 発議第 1号 坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 後藤 寿和	3番 川端 精治
4番 室谷 陽一郎	5番 渡辺 竜彦	6番 前川 徹
7番 仁佐 一三	8番 戸板 進	9番 吉川 貞明
10番 毛利 純雄	11番 佐藤 寛治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康 男	副広域連合長 坂本 憲 男
事務局長 岡 弘 和	事務局次長 出島 瑞 恵
総務課参事 長谷川 浩 幸	

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 五十嵐 真 紀
--------------	-----------------

〔一同起立・礼・着席〕

◇開会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） ただいまから、第59回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
(午後3時30分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 開会に当たり、広域連合長の招集挨拶を許します。
広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） 本日ここに第59回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

私は、前市長の辞職に伴い、2月4日付であわら市長に就任いたしました佐々木でございます。あわせて、2月4日に行われました広域連合長選挙におきまして、連合長の大役を引き受けることになり、身が引き締まる思いでございます。さて、近年高齢化が進み、介護保険制度を取り巻く環境が大変厳しい中、微力ではございますが、連合長として誠心誠意努めてまいりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、今月初めの大雪は昭和56年豪雪以来37年ぶりの記録的な大雪となり、福井県各地に甚大な被害をもたらしました。坂井地区におきましても、降り続く雪のため、北陸自動車道、国道8号線、県道をはじめ市道の除雪もはかどらず、市民の交通や市民生活に大きな支障を来しました。また、物資が滞り、食料品や灯油など、生活に欠かせない物資が不足する事態が生じたことから、今後こうした災害などに対し、日ごろからの危機管理がますます重要になっていると感じております。

さて、ご存じのように、本年度は第7期介護保険事業計画策定を最重要課題と位置づけ、各種協議を行い、今月2月2日に策定委員から答申をいただいております。本定例会は、第7期介護保険事業計画に係る関連条例や新年度予算をご審議いただく、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、平成29年度補正予算及び平成30年度当初予算に関するもの5議案、条例の改正に関するもの3議案、規約の変更が1議案、指定管理者の指定が1議案、計10議案の審議をお願いするものです。各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 本日の出席議員数は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（佐藤寛治） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。
熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷 晃） 諸般の報告をいたします。
本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案10件であります。
次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めた者は、広域連合長以下5名であります。
以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長の行政報告を求めます。
広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、総務課と介護保険課の所管事項につきまして、行政報告を申し上げます。

総務課所管につきまして、平成29年10月から12月までの3カ月間における事業報告を申し上げます。

さかいクリーンセンターの事業について申し上げます。受け入れ状況は、生し尿が667キロリットル、浄化槽汚泥等が2,268キロリットル、合計2,935キロリットルで、前年同期と比較しますと1.4%の減少となっております。

また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は1.1%減り、226袋となりました。受け入れ量の減少により、年間の生産量は減少しておりますが、需要期には袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、施設の運転管理及び維持管理の状況につきましては毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しております。

代官山斎苑の利用状況について申し上げます。あわら市で82件、坂井市三国町で60件、準管内で3件、管外で1件の合計146件となっております。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で71件、坂井市三国町で54件、準管内で3件、管外で1件の合計129件でございます。

代官山斎苑では指定管理者制度を導入して5年目となりますが、適切な運営管理がなされております。待合室の活用につきましては、小さなお葬式や収骨待ちでの食事などに利用してもらえよう、その内容についてホームページや広報誌へ掲載しております。また、パンフレットを作成し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っているところであります。今後とも市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、介護保険課所管の主な事業についてご報告申し上げます。

まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者

数は、12月末現在で、去年同期比1.8%減の5,669人となっており、全高齢者の16.6%を占めております。認定者数が減っておりますのは、総合事業に移行したことによるものでございます。

保険給付の状況について申し上げます。今年度12月審査分までの給付実績は75億3,219万円で、去年同期と比較しますと、2,713万円、0.4%の増となっております。これは、通所系サービスや短期入所生活介護費の伸びによるものであります。

また、介護給付適正化事業について申し上げます。地域包括ケアシステムの構築が急務とされている今、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援、重度化防止に資する適切なケアマネジメントが求められています。当広域連合では、今年度、適正化5事業の中でも特にケアプラン点検を積極的に展開し、ケアマネジメントの質の向上に対する支援に力を入れて取り組むとともに、さらなる事業取り組みの強化と内容の充実を図るために、適正化事業支援システム、トリトンモニターを導入いたしました。このシステムは、介護認定情報（状態像）と給付の実態情報（サービス利用状況、種類や明細等）を突合して、多様な視点から幅広い分析を可能とするものです。今後はこのシステムを十分に活用し、介護給付適正化事業を通して、保険者として責任を持った助言、指導を継続し、介護給付の健全化を図ってまいります。

最後に、第7期介護保険事業計画の作成について申し上げます。策定委員会において、昨年6月からご審議をいただき、今年2月2日に答申を受けたところでございます。今議会で保険料などに係る介護保険条例の改正をお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（佐藤寛治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、前川徹君、7番、仁佐一三君の両名を指名いたします。

◇会期の決定◇

○議長（佐藤寛治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇議案第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（佐藤寛治） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

日程第5から日程第14まで議案10件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） ただいま上程されました議案第1号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）から議案第10号、指定管理者の指定についてまでの10議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第1号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。本案は、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ3,398万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,809万4,000円とするものです。補正の内容につきましては、総務費で総務課職員の人事院勧告に伴う給与改定等により、給与等197万円を追加計上するものです。また、衛生費の委託料で、搬入量の減少により、さかいクリーンセンターの維持管理運営委託料など370万円を減額するものでございます。これらに伴い、歳入においては構成市からの負担金339万8,000円を減額するものです。

次に、議案第2号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ1,164万1,000円を増額し、予算総額をそれぞれ116億5,033万6,000円とするものです。その内容といたしましては、総務費で、人事院勧告に伴う給与改定により、職員の給与等86万2,000円を追加計上し、委託料では、所得指標見直しに伴う介護保険システム改修費用994万5,000円を追加するものです。なお、保険給付費につきましては、それぞれのサービス費の見込みにより必要な補正を行うものでありますが、保険給付費全体での補正額の増減はありません。これらに伴い、歳入では構成市負担金909万3,000円、国庫支出金247万円、財産収入7万8,000円を増額するものです。

次に、議案第3号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。議会費のほか、さかいクリーンセンター管理費、代官山斎苑管理費、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費など、当広域連合の運営に関する経費であります。

次に、議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算について説明申し上げます。第7期介護保険事業計画に基づき提供する各サービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費など、介護保険事業に係る経費であります。

次に、議案第5号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算につきましては、指定管理委託料が主なものでございます。

なお、各会計当初予算の内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。

次に、議案第6号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

ご説明申し上げます。個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第7号、坂井地区広域連合霊柩車使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。平成30年4月1日より、霊柩車の自宅回りサービスを実施することになり、使用料徴収について所要の改正を行うものです。

次に、議案第8号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の保険料率の変更及び第2号被保険者の配偶者にも過料を科すことができる条例改正であります。

次に、議案第9号、福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分についてご説明申し上げます。来る平成30年3月31日付で、福井県市町総合事務組合からこしの国広域事務組合が脱退することになりました。これに伴い、福井県市町総合事務組合規約の変更並びにこしの国広域事務組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提案するものです。

次に、議案第10号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。平成30年4月1日から、代官山斎苑及び代官山墓地の指定管理者を株式会社法美社に指定することについて、地方自治法第224条の2第6項の規定により、この案を提案するものです。

以上、議案第1号から議案第10号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） それでは、私のほうから、議案第3号から議案第5号までについてご説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計予算についてであります。一般会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをごらんください。予算総額は、歳入歳出それぞれ2億3,066万8,000円とするもので、前年度予算と比較しますと、676万8,000円の増となります。

まず、主な収入について申し上げます。予算書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。第1款、分担金及び負担金は、構成市からの負担金で、事務費負担金、斎苑負担金、し尿等処理負担金、低所得者保険料軽減負担金等2億37万4,000円、第2款、使用料及び手数料では、葬祭場使用料、霊柩車使用料、廃棄物処理施設使用料等で1,973万2,000円、第3款、国庫支出金では、低所得者保険料軽減負担金498万7,000円、第4款、県支出金では、同じく低所得者保険料軽減負担金249万3,000円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料、汚泥発酵肥料売払代金等281万6,000円、第7款、繰越金は窓口計上1,000円、第8款、諸収入26万5,000円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書5ページをごらんください。第1款、議会費では、議員18名の報酬など、当広域連合議会運営の経常的経費として60万7,000円、第2款、総務費では、総務課職員4人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費4,966

万円、第3款、民生費では、障害支援区分認定審査会に係る経費と介護保険特別会計への繰出金1,099万2,000円、第4款、衛生費では、職員1人分の人件費ほか、代官山斎苑の指定管理者委託料、クリーンセンター維持管理運営委託料、一般廃棄物処理委託料等1億6,709万6,000円、第5款、基金積立金では霊柩車購入基金など181万3,000円、第6款、予備費では50万円となっております。

次に、17ページから20ページまでは給与費明細書となっており、21ページでは、坂井地区汚泥再生処理センター整備・運営事業及び代官山斎苑管理・運営業務に係る債務負担行為に係る調書となっております。ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをごらんいただきたいと思います。予算総額は歳入歳出それぞれ111億2,592万円となるものです。前年度と比較しますと、2億8,094万円、2.5%の減となります。第2条では、給付費の支払いに支障を来さないよう、一時借入金の借入額の最高額を3億円と定めさせていただくものであります。

それでは、歳入の主なものについてご説明させていただきます。予算書6ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。まず、第1款、保険料では、第1号被保険者の保険料26億141万7,000円、第2款、分担金及び負担金では、構成市からの負担金15億9,174万9,000円、第3款、使用料及び手数料31万4,000円、第4款、国庫支出金24億7,678万円、第5款、支払基金交付金28億5,289万7,000円、第6款、県支出金15億7,098万円、第9款、繰入金では、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金、介護保険財政調整基金繰入金、介護福祉推進基金繰入金として3,131万9,000円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをごらんください。第1款、総務費では、介護保険課職員18人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費など、当広域連合が実施いたします介護保険事業に係る経費として2億708万2,000円、第2款、保険給付費では、第7期介護保険事業計画に基づいたもので、102億3,043万4,000円、第3款、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業等6億6,075万6,000円となっております。第4款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金及び介護福祉推進基金積立金として2,234万6,000円、第5款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金等305万2,000円、第6款、公債費では、一時借入金利子として75万円、第7款、予備費として150万円となっております。

次に、28ページから31ページまでは給与費明細書となっておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第5号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計予算書をご用意願います。予算書1ページをごらんください。予算総額は歳入歳出それぞれ217万円となるもので、前年度と比較いたしますと1万円の減となります。

4ページをごらんください。歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入といたしましては、第1款、使用料及び手数料で墓地の使用料215万4,000円、第2款、財産収入では基金利子1万3,000円、第4款、繰越金では窓口計上1,000円、第5款、諸収入では窓口計上2,000円となっております。

一方、歳出では、5ページをごらんください。第1款の墓地事業費として、指定管理者委託料等215万7,000円、第2款、諸支出金として、代官山墓地基金への積立金1万3,000円となっております。

次に、8ページでは、代官山墓地管理・運営事業に係る債務負担行為に関する調書となっております。ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で議案第3号から議案第5号までの概要説明とさせていただきます。

○議長（佐藤寛治） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（佐藤寛治） 日程第4、これより一般質問を行います。

通告により、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

暖かい日差しで、ほんとうに見る見る雪が解けてきました。何もなかったような、そんな日々が近づいてきましたけれども、やはり豪雪の教訓をしっかりと生かした今後の対策が必要かと思っています。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。1981年の五六豪雪以来の37年ぶりの記録的な豪雪に見舞われました。ガソリン、灯油が買えない、店から食料品が消えるなど、市民生活への影響は深刻でした。また、生活道路の除雪のおくれ、特に住宅地のおくれに、市民からの問い合わせや苦情が殺到しました。そんな中、一人暮らしや高齢者のみの家庭では孤立状態も見られ、介護事業所では、デイサービスなど、休業するところもありました。

さて、広域連合としては、災害における計画がありません。唯一、探しましたところ、坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（30ページ）に書いてありました。

（運営規定）第59条の12、指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

9番目に、非常災害対策がありました。次のとおりです。

（非常災害対策）第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時にあつては利用者等の状況を把握し、地域と

の連携のもと、その安全確保に努めなければならない。
とありました。

これでは不十分です。今回の豪雪における状況把握をしていますか。そして、災害別に具体的な防災計画の制定を求めます。

以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） 畑野議員のご質問にお答えいたします。

1つ目の、今回の豪雪における介護保険事業所の状況把握についてでございます。今回の大雪では、テレビ、新聞などで県民生活や県内産業への影響が大きく報じられたところですが、当地区内の介護保険事業所につきましても、大きな影響を受けております。

地区内事業所の状況につきましては、管内214事業所のうち約70事業所に対して、聞き取りなどにより確認を行ったところ、通所系サービス事業所の多くは、数日から長いところでは1週間以上の休業を余儀なくされたとのことであります。

その要因といたしましては、職員が自家用車や公共交通機関を利用できず、通勤できなかったこと、道路除雪のおくれやガソリン不足により利用者の送迎が行えなかったこと、流通ルートの遮断により食料などが届かなかったこと、施設敷地内の除雪が間に合わず、利用者の受け入れを行えなかったことなど、交通インフラが機能不全に陥ったことが大きく影響しているものでございます。

また、訪問系サービスにつきましても、ホームヘルパーや看護師が出勤できず、やむなく休業した事業所があったほか、たんの吸引や経管栄養などが必要な高齢者の支援を行っている事業所では、生命へのリスクがより高い高齢者宅を優先的に訪問するなど臨機応変に対応し、難局を乗り切ったとお聞きしております。

次に、2つ目の、防災計画の作成についてお答え申し上げます。防災計画につきましては、災害対策基本法により、あわら市及び坂井市において、地域防災計画を策定しております。このため、広域連合において両市をまたいだ防災計画の策定をすることは、重複感もあり、総合的な観点から非常に難しいと考えております。

両市の地域防災計画は、高齢者、障害者、乳幼児などの要配慮者や介護保険施設、障害者施設、保育所などの要配慮者施設に配慮した内容となっております。市には、災害時に市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務があります。今回の大雪を教訓とし、介護保険事業所等を利用する方々の生活に支障を生ずることがないように、今後、国、県、市、消防、警察、指定公共管理機関等が連携協力し、雪害対策などに万全を期す所存でございます。

なお、介護保険事業所の指定管理者である福井県や広域連合は、介護保険事業の基準条例に基づき、介護保険事業所に対して火災、風水害、地震などの非常災害を想定した災害対応マニュアルを作成するよう求めております。地区内の介護保険事業所につきましては、ほぼ全ての事業者が法令を遵守し、火災、地震、風水害等に関する災害対応マニュアルを作成しておりますが、雪害につきましては想定していない事業所が多く、マニュアルの作成が進んでいない状況でございます。

ます。広域連合といたしましては、介護保険事業所での雪害対応マニュアルの整備が進むよう、保険者としての権限による集団指導や実地指導等を通じて助言、指導を行ってまいりますので、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 今回の豪雪は、ほんとうに職員さんも出勤できない非常事態になったかなというふうに私も思っています。そんな中で、どういうふうに防災、どうしていったらいいのかなというのが問われるかなというふうに考えます。

私も、いろいろちょっと聞き取りをしました。デイサービスや小規模多機能などの介護施設や、サ高住などで聞いてみました。デイサービスなんかも休業しましたが、小規模多機能ですと泊まり込みで対応したというところもありますし、食料などはどうしましたかと聞きますと、大分対応はできたけれども、対応できなかった分については非常食を使ったということも聞いています。

そして、坂井市では大型トラックで渋滞したために、たくさんのパンが差し入れとありました。そのパンとかおにぎりなどについて、こちらからどうですかという声はかけなかったにしても、三国、丸岡、春江、坂井地区からの介護施設、病院から、「パンをください」といって申し込みがありました。福井医科大学の方からは、医師も一緒に丸岡支所についてこられて、患者さんに、これはあまり適当でないというパンなども区別して選んで、ほんとうにたくさんの物を持って行きました。また、地域包括支援センターの方も、「そういう差し入れ、少しありませんか」って来られましたし、地域包括センターの方に聞いてみますと、やはり遠いところの人は来れなかったけれども、近い地域の人は出勤しましたということで、やはりこれも、「ほんとうにたくさん電話がありました」って言いました。

一人暮らしの方から、家の前の除雪をしてほしいとか、あと、屋根の雪下ろしをしてほしいとか、さまざまな電話があって、「どんなふうに対応されてましたか」って言いましたら、「雪かきに行きました」って言われました。なかなかそこまで行くまでも大変なのに、皆さんほんとうによく頑張ったんだなというふうなことが伺われました。

そんな状況を生かして、次またいつ起こるかわかりませんが、やはり気を緩めないで、今回すごい大切な体験をしましたので、これを十分に検討して考えていただいて、次の施策、対策にぜひ持って行っていただきたいというふうに思います。

そして、防災計画、災害計画ですけども、両市またがっている観点から難しいということで、それも私もわからないことはないですし、それぞれの市に地域防災計画という厚いのがありますが、なかなかいつもあれを読んでいるわけではありませんので、それに準じて動いたかどうかという検討も必要ですし、さらに深くやっていくことが大事かなと思っています。

ちょっとネットで調べましたら、福岡県にも同じ先ほどの条例がありまして、その条例の中に、広域連合独自の施策が盛られているんですね。その中には、「災害別に具体的な防災計画の制定」というのがありました。これ、また参考にネットで見ただけであればいいなと思いますけれども、こういうこともできるのではないかなって。これを読みますと、ほんとうに東日本大震災を踏ま

えてとか、それと、25年2月の長崎市のグループホームの火災を踏まえてとか、そういう防災計画の制定が盛られています。広域連合独自でやることも大事なというふうに考えますけれども、その点についてはいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 今ほど、独自に防災計画をとということですが、福井県に防災計画策定の指針となる防災計画策定マニュアルがありまして、当広域連合ではその条例の中に具体的なマニュアル規定は設けていないということなんですが、災害対策基本法とか消防法の諸法律で、避難経路の確保や災害に対する備えなどの事業者責務が規定されているため、各事業者では県のマニュアルをもとに防災計画を策定しています。

当広域連合としましては、その諸法律に基づいた事業所の災害マニュアルが整備されているか、また、必要な見直しが行われているかなどを実地指導等で確認し、助言、指導を行っているところでございます。雪害に関する災害マニュアルにつきましては整備している事業所は少なく、また、作成している事業所も今回の大雪ではマニュアルが機能しなかった事業所があったことから、実地指導や集団指導の場において、今回の経験を生かし、事業所としての大雪時への対応等を十分に検討していただくよう、広域連合としては求めていきたいと考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ぜひとも今回の教訓を生かした対策に努めていただきたいなと思います。そして、雪害に関しては想定していない事業所が多いということですので、これもぜひ前に進めていきたいなというふうに思います。

それでですけれども、地域密着型サービスの基準条例の中に、日ごろから地域住民のかかわりというのを求めていますけれども、今回の大雪では地域住民と事業所のかかわりはどうでしたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 地域密着型サービスの事業所では、地域に開かれた事業所となるように、利用者や地域住民、民生委員等の参加によって、運営推進会議というのを定期的で開催しております。その効果として、地域の祭りや事業所でのイベントなどに相互に参加したり、あるいは、事業所が実施する避難訓練等に地域住民も一緒に参加されるなどして、地域住民の事業所に対する理解は相当に進んでいる、また、相互の良好な関係が保たれていると認識しています。

しかしながら、今回の大雪では事業所、地域住民の双方がみずからの生活を守ることで手いっぱいの状態であったということで、相互協力というのは難しかったと聞いております。今後開か

れる運営推進会議の中で、今回の大雪を踏まえ、大雪に対して相互協力等の話し合いがなされていくものと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） あと、私も今の答弁聞いていまして、私の地域にもデイサービスがすぐそばにあります。しかしながら、あまり今までの関係が密着でなかったもので、私の区はすぐ人足を出して、自分たちの区の道路は全部自分たちで全員で除雪をしたんですけども、よく考えてみますと、今、デイサービスの前まではほんとうに行かなくて、その手前でとまってしまった。それは、やっぱり関係が薄かったのかなと思いつつ、地域での見直しをしないといけないなというふうに考えました。

次にですけれども、今回の大雪で、広域連合への影響、例えば丸岡町では赤坂聖苑は休業をしました。そして、2月6日に亡くなった方など、1週間ほど家の中に置いたというか、葬儀場へ持っていけなかったという話も聞いていますけれども、クリーンセンターとか、それから代官山斎苑などはいかがでしたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局長、岡弘和君。

○事務局長（岡 弘和） 今ほどの代官山斎苑のことについてなんですけど、代官山斎苑につきましては、敷地内及び周辺道路はもう適宜除雪されていて、火葬も滞ることなく、予定どおりに行うことができました。また、さかいクリーンセンターにおきましては、周辺道路の除雪が遅くなり、受け入れすることはできなかったんですが、普通の業者、一般収集業者の人も今回の大雪でくみ取り場所まで行けないということがあって、収集できないということもありましたので、確かに周辺道路は除雪できてなかったんですけど、さほど影響はなかったということでございます。

今後、今回の経験を踏まえまして、今後の大雪への備えとして、速やかな施設敷地内の除雪体制を検討するなど、対応を十分に検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） ほんとうに今回の豪雪、いつまた起きるかもわかりませんし、それ以上に大変な災害が起こるかもわかりませんので、通り一遍な計画ではなくて、ほんとうに経験したことを生かした計画を進めていただいて、次に生かしていただきたいということをさらに要求しまして、一般質問を終わります。

○議長（佐藤寛治） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第1号から議案第10号の質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） 日程第5、議案第1号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。よって、議案第1号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第6、議案第2号、平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第2号、平成29年度坂井地区広域連

介護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第7、議案第3号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。よって、議案第3号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第8、議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 14番、永井純一君。

○14番（永井純一） 14番、永井です。

地域支援事業について、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、計画どおり増額をされていると思いますけれども、構成市での取り組みというのが大変重要になってくるのは間違いございませんけれども、広域連合としてその部分で構成市に何を期待されているのか、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 事務局次長、出島瑞恵君。

○事務局次長（出島瑞恵） 地域支援事業につきましては、構成市に対しまして、介護予防教

室等に係る介護予防日常生活支援事業であったり、また、家族介護支援、認知症対応、包括支援センター運営などに係ります包括的支援事業、任意事業分といたしまして、その後、認知症施策推進事業や地域ケア会議などに係る事業委託のほうをさせていただいております。こういった事業の取り組みを十分にさせていただきまして、地域住民の健康等に寄与していただきたいというふうに考えております。

また、フレイル事業のほうも、今年度は坂井地区がモデル事業としてさせていただきましたが、30年度からはまたそういったことも構成市のほうにお願いすることになっておりますので、そちらのほうもまた計画を立てていただいて、旗印にしていっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤寛治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論します。

今回の介護保険の特別会計予算の中には、保険料200円の値上げが挙げられています。低所得者でなくても、介護保険料は高いという声は否めません。第5期では1,300円の大幅な値上げ、第6期は400円の値上げ、平成29年3月に策定されました第7期介護保険事業計画において、介護保険料は200円の値上げとなりました。広域連合としては、4億5,700万の基金を取り崩したことは評価したいと思いますが、調整交付金の見直しで、4.2%から3.89%に下がったことも大きく影響していると思っております。

しかし、平成29年度からは要支援1、2の人を介護給付から外し、市町村が運営する総合事業に移行しました。総合事業の担い手になるための研修は、無料や短時間で終わるなど簡易なものですが、新しい担い手はなかなか集まりにくいのが現状です。介護保険料を払っても介護が受けにくい状況なのに保険料を上げていくというのは、住民の理解は得られません。

今後自然増も見込まれ、基金も底をついてくることと思っております。サービスが増えれば保険料が上がる仕組みは制度上の問題がありますが、介護保険料及び利用料の減免制度を広域連合として作成し、坂井地区の高齢者が安心して暮らせることを求めて討論とします。

なお、今後の議案第8号もそれに関する条例ですので、反対討論に、これにかえたいと思いません。

以上、討論とします。

○議長（佐藤寛治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論をこれで終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立多数です。したがって、議案第4号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第9、議案第5号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第5号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第10、議案第6号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。
これより議案第6号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第6号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤寛治） 日程第11、議案第7号、坂井地区広域連合霊柩車使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。
これより議案第7号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐藤寛治） 起立全員です。よって、議案第7号、坂井地区広域連合霊柩車使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤寛治） 日程第12、議案第8号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立多数です。したがって、議案第8号、坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第13、議案第9号、福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立全員です。したがって、議案第9号、福井県市町総合事務組合同規約の変更および財産処分については原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤寛治） 日程第14、議案第10号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 16番、北島登君。

○16番（北島 登） 前回までの5年間の指定管理料、年額幾らか教えてください。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 総務課参事、長谷川浩幸君。

○総務課参事（長谷川浩幸） 1年当たり、代官山斎苑のほうに関しましては、大体3,900万となっております。墓地のほうで200万の指定委託料となっております。

○議長（佐藤寛治） ほかに質疑はありませんか。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 16番、北島登君。

○16番（北島 登） 増額の理由を教えてください。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 総務課参事、長谷川浩幸君。

○総務課参事（長谷川浩幸） 平成30年の4月1日より、先ほども申しましたけども、霊柩車の運行につきまして、自宅回りをすることになりまして、現在のところ、職員が1人しかいないために、霊柩車を1台しか走らせれないということがありまして、それを回避するために職員を増員いたしました。そのために委託料が約200万円ほど上がっているかと思えます。

○議長（佐藤寛治） ほかに質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立多数です。よって、議案第10号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◇発議第1号の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決◇

○議長（佐藤寛治） 日程第15、発議第1号、坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ） 坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、理由を申し上げます。

発議第1号、坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、翌年度の当初予算は、構成市からの要請があるなど、10月には確定しなければなりません。ところが、現在は11月定例会で決算認定の審議をしているために、決算審議での意見を翌年度予算に反映できないということがありました。

定例会のあり方について、議会運営委員会で検討がなされました。その結果、決算認定に係る11月定例会を8月に変更し、7月定例会と一本化したほうが、効率的で議会としての責務も果たせるのではないかと。また、定例会の回数だけで捉えると議会後退に思えるかもしれませんが、議会本来の観点からすると、むしろ前進ではないかという結論に達しました。

本条例の所定の改正を行うものであります。この議会は、介護保険、さかいクリーンセンター、斎苑など、市民にとりましては大変大切な議会です。2回定例会以外にも、議員からのご意見、また議長の判断による臨時議会はもちろんのこと、全員協議会の開催なども柔軟に対応していかなくてはならないと思います。

所定の賛成者を得まして提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤寛治） これより本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 12番、川畑孝治君。

○12番（川畑孝治） 12番、川畑孝治です。

提出者に対して質問をさせていただきます。提案理由のところにあります、決算審議が翌年の予算に反映することは非常によいことだと思っております。しかし、今ほどの理由の中で、3回を2回にすることが議会の後退にはならないと言いましたが、明らかに後退であります。なぜならば、7月の定例会を8月に延ばすだけで、今の問題は解決するわけでありまして。また、一般質問など、議員が直接管理者に対して正式な質問をする回数も、3回から2回に減ります。明らかに後退であります。

しかし、いろいろ提案者並びに賛成者の方々のご意見もありまして、2回にした場合において、例えば1年間の利用状況、代官山であり、クリーンセンターであり、介護保険の1年間の利用とか進行状況などを聞くために、5月ぐらいに定例会を持つ、または、1年に1回ではやはりあれですので、半年ごとにチェックをするような10月ぐらいですか、定例の協議会などを、提出者は議会運営委員長でもありますので、そういったことを提案される考えがあるのかどうかをお知らせ願いたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 18番、卯目ひろみ君。

○18番（卯目ひろみ） 今の川畑議員のご質問ですけれども、大変いいことだと思っております。ただ、5月、11月と決めてしまうというのは、私はちょっとどうかなというふうに思っています。その間にもいろんな問題が起きてくるかもしれませんし、大事なことで集まらないといけないということもあるかと思えます。

議会運営委員会の中でも、その話題は出ました。そして、柔軟に対応していこうと。ばりばりやるということではなくて、今回のような例えば介護のこういう計画が出てきたときとか、大事なことについてはその都度会議を持てばいいのではないかという、そういう結論に達したということです。そういう意見がありました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 12番、川畑孝治君。

○12番（川畑孝治） 12番、川畑孝治です。

今ほど、提出者の意見では、少なくとも年に2回以上はやりたい、そういった意見でありましたので、それならば、あっさり5月と10月は定例にしておいて、そのほかは随時必要があれば行う。また、少なくとも5月、10月には開催をするということを検討してはどうかと思えますが、提出者はそのような意見であります。ここに賛同者が4名おられますが、この賛同者の方にもご意見を聞きたいと思えますが、もし2回にした場合においては、定例での議員が集まって協議をする場を5月と10月ぐらいには最低持つべきではないと、そういったことで、この2回だけは定例として、それ以外においては臨時に行う、そういった提案をしたいと思えますが、賛同者の方々のご意見を聞きたいと思えますが、議長、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 7番、仁佐一三君。

○7番（仁佐一三） 私も賛同したんですけども、予算をとにかく8月の、間に合うように、予算を来年度に間に合わせるようにということで、あとはやはり臨時議会で対応していこうと。その中で臨機応変にということあれですけども、いろいろな問題もやはり臨時議会を開いてやっていけるのではないかとということで、私の立場は賛成をいたしました。

2回の定例会については、今あれなんですけども、私たちの思いとしては臨時議会、また、どうしても定例会というんなら、その中で定例会をやっ払いこうという形で話は出たんですけども、私は臨時議会でも対応できるんでないかなという思いで賛成をしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 3番、川端精治君。

○3番（川端精治） 私も賛成者の議員として発言をさせていただきます。

今、川畑孝治議員のおっしゃることはごもつともでございます。議運の中でもそういったお話がありました。私もそういった形で3回を2回にするという中で、臨機応変に臨時議会また全員協議会を、議長そして我々が必要というところであれば柔軟に開けるような状況のほうがいいんじゃないかというようなことで、賛成をさせていただきました。

ですので、2回という固定ではなく、柔軟に対応できる形で私は賛成をした次第でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤寛治） ほかに質問がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 15番、畑野麻美子君。

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

発議第1号、坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この定例会ですけれども、これは予算のことで2回と言われますけれども、議会は何のためにあるのかという原点に戻りますと、やはり住民のためだというふうに私は思っています。住民の声を届けるところが議会であって、いろんなところを協議する場が議会ではないかというふうに思います。

広域連合ですと、国からおりてきた予算をただ振り分けるだけなんじゃないかみたいに思われてしまうところもありますけれども、やはりここでは坂井地区の高齢者の健康や暮らしを守るための大事な場所であると思いますので、ここを少なくしてしまうことは、私はやはり声が届きにくくなるし、広域連合に入っていないと介護保険のことなんて何もわからんわという議員もおられます。ほんとうにここの議会を離れると、介護のことはほんとうに遠くなってしまうなというふうに思っていますし、私、毎回一般質問をしますのは、それは自分のためにも、勉強のためにもしているのであって、今どういうことが起きているのか、介護保険はころころころころ制度が変わって行って、ほんとうにしっかりと学んでいかないとわからなくなってしまう分野でないかなというふうに考えています。

広域連合議会のあり方としては、やはり私は3回やるべきであって、予算の関係があるならば、

それに必要な時期を選んで会議を開くべきではないかということを伝えまして、討論といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） 12番、川畑孝治君。

○12番（川畑孝治） 私も、今の段階では反対の立場で討論をさせていただきます。

今ほど、提出者からの提出理由の中で、8月に会議を持つ、これは非常によいことだと思います。次年度への予算の反映にすること、これは、今行われている7月定例会を8月に移動すれば結構であります。また、議員の意見が3回から2回に減ることが衰退にはならない、大きな間違いであります。

なぜならば、これまでも広域連合、今現在においても臨機応変に臨時会は開くことができます。しかし、実情はどうでしょうか。改選があったとき以外は、臨時会はこれまで1回も開かれておりません、少なくとも私の記憶では。ですから、いいように聞こえる、これから臨機応変に会議が開けるとか、そういったまことに不確実な要素では、とても今回の3回を2回に減らす、とても市民には説明のできない、そういった発議でありますので、これにおいては反対の立場といたします。

以上です。

○議長（佐藤寛治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤寛治） これで討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤寛治） 起立多数です。よって、発議第1号、坂井地区広域連合議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（佐藤寛治） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（佐藤寛治） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。特に、平成30年度の当初予算をはじめ、提出いたしました議案をご承認いただき、心から感謝申し上げます。

なお、本議会を通じ、論議のありましたご意見などにつきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、暦の上では春とはいえ、まだまだ寒い日が続きます。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対してご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（佐藤寛治） これをもちまして第59回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

[一同起立・礼]

午後4時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員